



人口と世帯数

(1月1日現在)

人 口	9,443人
男	4,483人
女	4,960人
世帯数	2,429世帯

発行 秋穂町役場



(とじこんで保存しましょう)

写真は、子ども会のタコあげ大会風景

今月の主な記事

国土利用計画法が施行	2
納税コーナー	3
2月の保健衛生事業	4
水道料金が改定	5
郷土小史⑩	6
お知らせコーナー	7
おかあさんのページ	8

健康管理

一日から七日までが成人病予防週間です。自分のからだのことは自分が一番よく知っている……という人がいます。その一番よく知っているはずの方がたが、少しも知らないのが自分の健康状態です。

「自分はまだ若いんだ」と過信は禁物、四十歳をこしたら一応、健康診断をお受けになってください。思いがけないご自分を発見することでしょう。それによって、自分のからだの健康管理もできるといえるものです。

反面、「風の子」といわれる子ども達は、風の中を舞うタコのように戸外の運動でからだをきたえたいものです。

# 国土利用計画法が施行

## 一定面積以上の売買は届出制 地価の安定と適正利用を

有効利用を進めていくために、国土利用計画法が定められ、十二月二十四日に施行されました。

この国土利用計画法は、次の三本の柱から成っています。

その一つは、高い立場から国土の計画的な利用を図るため、そのもとなる国土利用計画を定めると同時に、国土利用計画にもついで土地の使い方の混乱を防ぎ、正しく望ましい土地利用を進めるもとなる土地利用基本計画を定めること。

その二つは、地価の値上りの防止と正しく望ましい利用を図るため土地の取引を制限すること。その三つは、遊んでいる土地を公共福祉優先の立場から積極的に活用するための手続を定めたことです。

この法律により、都市計画の市街化地域では二平方メートル、その他の都市計画区域では五平方メートル、都市計画区域以外では一万平方メートル以上の土地を取引（売買、地上権又は賃借権の設定）の契約（予約を含む）をし

国土は一億をこえる国民の限られた資源であり、生活や生産のための共通の基盤です。この国土を都市でも農山漁村でも、国民の生活の場として豊かで住みよい生活環境を整えることによつて、かたよらない国土の発展をめざして、計画と規制の両方の面から国土の



ようとするとときは、知事に届出が必要になりました。

原則として届出は契約ごとに前記の面積をこえる場合に必要ですが、開発業者が多数の土地の所有者から用地の買収するとか、宅地を多数の人に分譲する場合のよう一つ一つの取引は、この面積以下であっても、ままとすると前記の面積以上になる場合には届出なければなりません。

届出は町役場企画室にある届出用紙に記入し、必要書類をつけて提出してください。町長はこれに意見書をつけて知事に提出します。知事は定められた基準により審査し、取引の予定価格が高すぎたり、土地の利用目的が、土地利用基本計画に照らしてみても適当でないときには、その取引の中止や取引価格を下げるように勧告することになります。勧告に従ってもらえないときは、県の公報や新聞、テレビ等によって、どのような勧告をしたかということ、住民の方がたに公表します。

届出者は、知事からその取引がさしつかえないことの通知を受けるか又は届出た日から六週間すぎるとまでは予約を含む一切の契約はできません。このようなきまりに違反すると罰せられます。

このほか、国土利用計画法により知事は、土地を利用する考えがないのに値上りを期待して土地の買いしめが盛んに行われたり、地価の値上りが激しいか又は激しくなるおそれのある地域を規制区域

に指定することができます。指定地域内の土地の取引は面積の大小を問わず、知事の許可が必要になります。またこの法律では、使わないで遊んでいる土地（遊休土地）を有効に役立つよう利用することについても定めています。

また、国には国土利用計画審査会が、県には国土利用計画地方審査会が置かれ、国土の利用について重要なことや土地利用基本計画の内容について調査審議します。そのほか県には土地利用審査会、さらに土地調査員が置かれます。以上、法律のあらましをお知らせしましたがこの法律についてのくわしいことは町役場町民相談室または大海支所に置いてあるパンフレットを参照していただくか、県土地対策課（雲山口二二二一）または企画室（有二三二二）へおたずねください。



## 春の火災予防運動 始まる!!

2月28日～3月13日まで

春とはいえ、まだ暖房器具は手離せません。暖房器具は重宝ですが、ちょっとした不注意から火災につながる一番おそろしい器具であることをしっかりと心得ておきましょう。

月末から「春の全国火災予防運動」が始まります。この運動は一週間ずつ二つの重点を置いて、前期の2月28日から3月6日までを主として車輛の火災予防とし、車輛、駐車場、駅舎、車庫などを対象に実施します。

後期の3月7日から13日まで是一般火災予防運動として春さきの大火シーズンを前に各家庭の注意をうながします。

○わが家の防火  
(1) 火気使用場所の点検の習慣づけ

(2) 外出、就寝前の火の元の点検  
(3) 老人、幼児、病人の就寝場所の点検  
(4) 寝たばこの防止

○山野の防火  
(1) たばこの投げ捨ての防止  
(2) たき火の跡始末の徹底

生活の一部にしよう  
火の点検

# 納税申告の準備は早めに!!

## 所得税確定・住民税・贈与税

昭和49年分の所得税、昭和50年度分の住民税等の申告時期が近づいてまいりました。申告に必要な書類は早目に準備しましょう。

### ◎所得税の確定申告

所得税の確定申告と納税は2月16日から3月15日までです。所得税の確定申告をされた人は事業税、住民税の申告は必要ありませんが、確定申告書「一面」の「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する事項を必ず記入して下さい

### ▼確定申告が必要人

①所得の合計額が基礎控除などの所得控除を差し引き、その金額を基として算出した税額が配当控除額より多い人。

### ◎みなし法人課税の選択者

③給与の収入額が80万円を超える人  
④給与を一か所から受けている人で、給与所得、退職所得以外の所得が10万円を超える人。  
⑤給与を二か所以上から受けている人で、年末調整をされなかった給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種の所得金額との合計額が10万円を超える人。

⑥同族会社の役員やその親族などで、その法人から給与のほかには賃金の利子、店舗などの賃貸料、機械、器具の使用料などの支払を受けている人。  
⑦災害を受けた人で、災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた人  
⑧資産所得の合算課税の適用を受ける人。

### ◎確定申告の説明会

確定申告書は、自分で正しく計算して申告し納税していただくことになっておりますが、計算の仕方や、申告書の書き方がわかりにくい方のため、秋穂商工会及び秋穂青申会の主催で次のとおり確定申告説明会が開催されますので、お知らせします。

日時 2月13日(木)午前10時

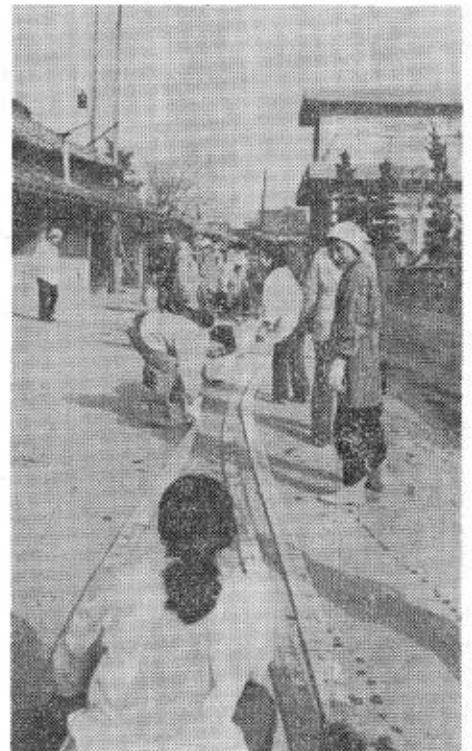
場所 秋穂商工会

### 消防二ユース

## 婦人消防団結成される

このたび、宮の旦那落に、婦人消防団が結成されました。正式名称は、宮ノ旦那自衛消防団補助員で、1月15日に結団式が挙行され宮ノ旦那自衛消防団に編入団員不在の場合や初期消火に活動出来る体制を整えました。安田澄子さんを部長に総員45名、4班編成で毎月1回団員と合同訓練を実施します。

なお結団式当日、消火栓や動力ポンプの操作など基本訓練を実施した。写真が訓練をうける婦人団員



講師 山口税務署

折居国税調査官

### ◎住民税の申告

昭和50年度分の住民税申告相談は、2月下旬からはじめる予定にしております。詳細は後日区長さんを通じてお知らせすることにしておりますが、申告に必要な資料は早目に準備され、該当者全員申告されますようお願いいたします。

### ◎贈与税の申告

贈与税は、不動産をはじめ現金預貯金、株式などの財産をもらった人にかかる税です。昭和49年中にもらった財産の価格が、基礎控除額の40万円を超える人は、2月16日から3月15日までに申告と納税が必要です。

## 歳末たすけあい募金の「実績とお礼」

### 秋穂町共同募金会

共同募金の一環として、毎年、12月1日から全国的に展開される歳末たすけあい運動も、すっかり師走の風物詩となりました。「皆んな揃って明るいお正月」をスローガンに、町民皆様の暖いご理解と、婦人会の方々の献身的なご協力によりまして、誠に好成績をあげることが出来ましたこと、厚くお礼申し上げます。12月24日、社会福祉協議会々長より、民生委員さんを通じて恵まれない家庭へ、施設でお正月を迎えられる方々には、各施設へ届けましたこと、ご報告申し上げますと共に、関係各位の善意に、心からお礼申し上げます。

### 納税コーナー



収入の部	
内 訳	金 額
一般募金	298,550円
山口南ロータリークラブ	13,000
三綿 マサコ	3,000
その他	3,070
合計	317,620
支出の部	
内 訳	金 額
病院施設入所者	65,000円
里 子	2,000
秋 楽 園	17,000
生活保護家庭	69,500
要 保 護 家 庭	86,000
保 育 所	35,120
長期在宅療養者	10,000
重度心身障害者	33,000
合計	317,620

# 2月の保健衛生事業

健康とは、肉体的、精神的ならびに社会的に完全に良好な状態であって、単に疾病や虚弱をさしてはいない(世界保健憲章より)

## 秋穂乳幼児相談

とき 2月5日 水 13.30~16.00  
 ところ 中央公民館  
 対象者 乳幼児とその母親  
 大海乳幼児相談

とき 2月7日 金 13.30~16.00  
 ところ 大海分館  
 対象者 乳幼児とその母親  
 ※右の通り実施しますので、個人あてには通知しません。



## 公害セミナー

- ▽ 日常生活のなかで、
- ▽ テレビや新聞紙上で
- ▽ よくみかける公害に
- ▽ ついての化学的な専
- ▽ 門用語を毎月公害セ
- ▽ ミナリに掲げたいし
- ▽ ています。
- ▽ このたびは、最近特
- ▽ に注目を集めている
- ▽ 「排気ガス規制」と
- ▽ タンカー公害」につ
- ▽ いて考えてみましょう

### ▼排気ガス規制

自動車の排ガスに含まれている一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、四エチル鉛などはとくに、その量によっては人体に大きく影響

## 大腿四頭筋

### 拘縮症(短縮症)の

#### 疑いのある人の診査!!

出生時、新生児期あるいは、乳幼児期になんらかの原因で大腿四頭筋の一部に変性がおこり、歩容異常、膝関節屈曲制限などの症状をあらわす大腿四頭筋拘縮症(短縮症)の健康診査が近く実施されます。歩くかっこうがおかしい、走る様子がおかしい、ころびやすい、歩きつかれやすい、正座の姿勢がおかしい、手の動きがおかし

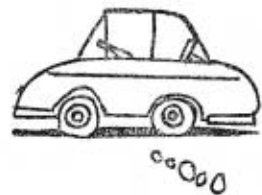
を与えるため、1966年アメリカにおいて、公害として大きく取り上げられ、「排気ガス規制法」が制定されました。

我が国では、昭和44年に新車のみについて規制されましたが、最近の自動車の激増で道路沿ばかりか、住宅地にまで排気ガスで大気が汚染され始めているので、その対策として45年2月20日に「一酸化炭素環境基準」が閣議で決定されました。おもな内容として

- (1)45年8月より中古車について一酸化炭素排出規制を実施しました
- (2)46年1月から軽自動車、LPG車の新車が対象に加えられました
- (3)45年6月をメドに一酸化炭素の他、炭化水素、窒素酸化物も含めて50年までの長期計画をたて段階的に規制をさらに強化することに

なっております。

### ▼タンカー公害



制がきびしくなりました。後者は、46年新潟沖のリベリアのタンカー「ジュリアナ号」の油流出事故を機会に運輸省があとおい対策を決めました。石油基地のオイル、フェンスや中和処理場の保有量をふやし、海上交通法を制定しようというものです。タンカーラッシュの我が国で、この汚染事故の起こる危険性はますます強まっております。



## 巡回映画の利用を

年度末をわかつて、区やあらゆる団体が会議がおこなわれると思えます。町環衛連では会議が開かれるとき次の映画フィルムを利用させていただきます。衛生害虫などにおける認識をさらにふかめていただくためにフィルムを準備いたしてお待ちしております。

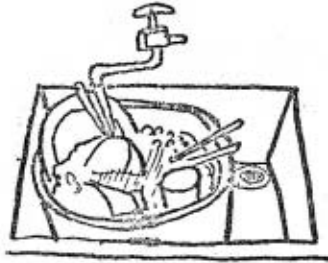
- ① ネズミトリ大作戦
- ② ゴキブリ百科
- ③ 化学公害
- ④ 食品衛生他

※フィルムの申し込み及び場所  
 実施日の一週間前まで左記へ申しこんでください  
 町環衛連事務局  
 (町保健衛生課内)  
 有放2332番



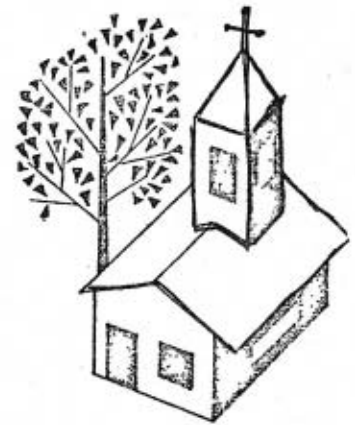
町役場保健衛生課  
 (有放2332番)  
 申しこみ期限  
 昭和50年2月8日まで

# 水道料金が改定されました！



山口市秋穂町  
水道企業団

このたび当企業団の運営上、  
給水開始以来11年ぶりに必要最  
少限の料金に本年2月1日以降  
の検針の分から次の表のとおり  
改定させていただきます。  
今後皆様方のご協力方よろし  
くお願い致します



使用水量	13%			20%			25%				
	現行料金	改定料金	アップ率	現行料金	改定料金	アップ率	現行料金	改定料金	アップ率		
基本水量8㎡まで	350	400	14.28	350	540	54.28	350	650	85.71		
9	350	440	25.71	350	580	65.71	350	690	97.140		
10	350	480	37.14	350	620	77.14	350	730	108.57		
11	385	520	35.06	385	660	71.42	385	770	100.00		
12	420	560	33.33	420	700	66.66	420	810	92.85		
13	455	600	31.86	455	740	62.63	455	850	86.81		
14	490	640	30.61	490	780	59.18	490	890	81.63		
15	525	680	29.52	525	820	56.19	525	930	77.14		
16	560	730	30.35	560	870	55.35	560	980	75.00		
17	595	780	31.09	595	920	54.62	595	1,030	73.10		
18	630	830	31.74	630	970	53.96	630	1,080	71.42		
19	665	880	32.33	665	1,020	53.38	665	1,130	69.92		
20	700	930	32.85	700	1,070	52.85	700	1,180	68.57		
21	735	990	34.69	735	1,130	53.74	735	1,240	68.70		
22	770	1,050	36.36	770	1,190	54.54	770	1,300	68.83		
23	805	1,110	37.88	805	1,250	55.27	805	1,360	68.94		
24	840	1,170	39.28	840	1,310	55.95	840	1,420	69.04		
25	875	1,230	40.57	875	1,370	56.57	875	1,480	69.14		
26	910	1,290	41.75	910	1,430	57.14	910	1,540	69.23		
27	945	1,350	42.85	945	1,490	57.67	945	1,600	69.31		
28	980	1,410	43.87	980	1,550	58.16	980	1,660	69.38		
29	1,015	1,470	44.82	1,015	1,610	58.62	1,015	1,720	69.45		
30	1,050	1,530	45.71	1,050	1,670	59.04	1,050	1,780	69.52		
31	1,085	1,590	46.54	1,085	1,730	59.44	1,085	1,840	69.58		
32	1,120	1,650	47.32	1,120	1,790	59.82	1,120	1,900	69.64		
33	1,155	1,710	48.05	1,155	1,850	60.17	1,155	1,960	69.69		
34	1,190	1,770	48.73	1,190	1,910	60.50	1,190	2,020	69.74		
35	1,225	1,830	49.38	1,225	1,970	60.81	1,225	2,080	69.79		
36	1,260	1,890	50.78	1,260	2,030	61.26	1,260	2,140	69.84		
37	1,295	1,950	50.57	1,295	2,090	61.38	1,295	2,200	69.88		
38	1,330	2,010	51.12	1,330	2,150	61.65	1,330	2,260	69.92		
39	1,365	2,070	51.64	1,365	2,210	61.90	1,365	2,320	69.96		
40%				50%				75%			
使用水量	現行料金	改定料金	アップ率	使用水量	現行料金	改定料金	アップ率	使用水量	現行料金	改定料金	アップ率
基本料金	700	1,200	71.42	基本料金	700	2,500	257.14	基本料金	700	4,300	514.28
2,330㎡	46,900	141,000	200.63	434㎡	8,980	28,540	217.81	1,080㎡	21,900	69,100	215.52

# 郷土小史 ⑱

## 中野村と長徳寺 ②

中野部落の東山麓にある長徳寺は山号を熊耳山といい、曹洞宗寺院である。

この寺は昔、胎藏寺といい、本尊は阿彌陀如来であったといふがいつの頃の創建か明かでない。室町時代の文明年中(一四六九—一四八六)に省庵悟公という和尚が再興し、江戸初期元和年中(一六一一—一六二四)に蘭燈全芝和尚のとき定林寺と寺号を改め、寛文中(一六六一—一六七三)天下無本寺御制禁にあつて、小幡禅昌寺五世、一燈石純和尚を勧請して開山とし、同寺の末寺にした。そして当寺の開基禅閑三悦和尚が延宝年中(一六七三—一六八〇)に古仏薬師如来に彩光して本尊に改め、元禄三(一六九〇)年に寺を再興した。信州善光寺本尊阿彌陀如来尊像印板一ヶを宝蔵したと伝えるが今はない。

この開基三悦和尚こそ定林寺を興した中心人物である。その墓は長徳寺墓地に多くの住僧のそれと共にある。

ついで二世天鏡物先和尚は寺を再建して中興となり、三世覚源一了和尚も安永四(一七七五)年に本堂を再建すると共に、門前の石柱「不許軍酒入山門」と、裏山の秋葉社の社殿、鳥居、灯籠を天明七、八年に建ててゐる。(石段が

今のようになつてきたのは中野米蔵の土白石を使つてからという。)

天明時代はこの地方が大変な飢饉に襲われた頃で、打ちつづく異常気象に虫害もひどく、米価は暴騰、農民の難渋甚しかった。それに村中に大火があつて、火鎮めの神、秋葉権現を鎮守として祭ることになつたと、古老はいう。

秋葉祭は霜月十六日、今も地下祭として青年団が祭り、子供角力が奉納される。以前は家々でも親類知人を招き、甘酒にスシの御馳走をして秋葉社に詣でた。

明治のはじめ、廃仏棄釈が行われた際、定林寺は大海の長徳寺、今の大昌寺に合併せられた。このことは村人たちにとつて忍び難いことと、何とかして寺をつづけたいとして種々協議を重ねた。その村人の心をよく知る海蔵庵住職であつた嶺山の太伝和尚は当時長府功山寺末の檀の浦に寺跡のあつた長徳寺の引寺に力をつくし、これに成功した。そして村人、檀家に迎えられ、長徳寺十三世、この寺での最初の住職となつた。明治六年のことである。その後、同和尚は師であり、定林寺の最後の住職でもあつた実雄和尚のあとをついで大昌寺十三世となり、明治三三年に歿した。その墓は大昌寺、長徳寺、海蔵寺にある。

嶺山太伝和尚のあとをついだのが先青江上田家出の大賢和尚で、漢詩漢文をよくし、書家でもあつた。大正一二年に秋重家出の憲道和尚にあつたと譲つて裏山十五番札所に隠居したが、つかの間の一年

余で憲道和尚に先立たれ、その後七年間の生涯を再び住職としてこの寺を守つた。

現住職河谷芳隆師の父芳隆和尚が十六世に迎えられたのは昭和七年。昭和二〇年一月に大東重戦で大陸に戦病死し、まだ幼なかつた現住職が成長して正式に十七世となつたのは昭和三二年七月、二才の時である。

昭和三十一年位牌堂の建築にはじまり、山門、土蔵を除くすべての建物を一新、改築新築をつづけて今日に至つてゐる。

この寺のどの代も権力金力に結ぶことなく、庶民の心に深く仏心をといた開祖道元の心に生きる禅僧の姿を偲ぶことができる。

廃寺となつた海蔵寺がこの寺に昭和三四年に合併された。海蔵寺について記録をとどめておく。

秋穂氏が永禄五(一五六二)年に盛光院に位牌を残して去り、それから七年後の永禄一二年に、豊後の大友宗麟の援助をうけた大内輝弘が、大内家再興を期して豊後から数千の兵を率いてこの秋穂浦に上陸、山口に攻め入り多くの社寺を焼き払い、敗走して富海の茶白山に自害したことこの小史でものべた。その時敗残兵が三々五々逃げまどい、黒湯から長浜に渡り岩屋に落ちのび、そこに「兜山」

の地名ができた。その亡霊のささやきを伝える「細声谷」の地名の伝説のあるその岩屋での、その頃のことである。

つて、夜々光明を放つ佛像三体を拾つて家に持ち帰り安置していたが、霊験著かなるにより、天田に一字建立して海蔵庵とし、この浜を海蔵浜と呼んだ。本尊は釈迦如来、脇侍観音、勢至菩薩、(のちに本尊は如意輪観音となる。)

その拾い主は岩屋の石工で信心家市宝だと伝える。市宝家の数基の墓が今も海蔵寺墓地にあり、マツリ墓であつた。

ここで墓制について一言述べる。長徳寺の卵塔墓地もこれと同じマツリ墓で、埋め墓、マツリ墓の両墓制墓地がこの地にもあつたことがこゝで確認できる。

今のような墓碑を建てるようになったのは宝永の頃(一七〇四—一七一七)とされるが、岡墓地にはそのことを示すものがあり、宝永以来各時代のものが卵塔墓地にあり、それ以前のものが、元禄三(一六九〇)年の五輪塔二基が海蔵寺墓地にある。墓制研究家の好資料であろう。

尚石工市宝藤左エ門とその祖はこれらの墓碑の外、正八幡宮はじめ県下各所に秀れた石造物や石垣を残している。市宝家のフ、ゴ場が中野秋重豊敏氏屋敷にあつたといひ、その末裔神山家は一時中野に住んでいた。同家に市宝家の古文書が伝わつてゐる。

長徳寺末の阿彌陀堂も古くからあり、現在の中野公民館屋敷附近で、最後の庵主徳藏宜孝禅尼のマツリ墓もここにある。現在の五一番大師堂がこれをついでゐる。

この附近に、戎社、四宮大明神もあり、大きなタブの木があつたと古老はいう。

長徳寺の南、中野峠を道祖峠(さやのたお)という。道祖神として猿田彦の石碑があり、道案内の神で、村の守護神として道行く人は花をたむけて通つたが今は竹藪の中にある。この神祭りに近くのソオケ池でドンド焼きをした。

この南に大きな地藏尊の石像があり、文政一三庚寅六月と刻まれて居るが天保元年である。この年も大不作年で次の年に天保の一撥「こぶし」が三田尻から秋穂でも打ちこわしをしてゐる。疫病厄けと世直しの祈願をこめて立てられたものである。盆の二四日に今も地藏祭がある。

長徳寺北方に「やくじん」の地名が残る所、疫神社があつて、昔は中野地下祭の二〇日祭をしたり泥おとしの宮ごもりをした。

この外、大歳社、山神社、貴船社の「森」もそれぞれ地名に残る。これらを纏めて「五社」とし秋葉社南側に石祠がある。

(社会教育指導員 田中讓記)



# 仏教美術展 が催されます

◇ 仏教美術展

県下の仏教関係美術品の中から年度ごと、部門ごとに優品を選んで開催され、本年度は、洞春寺(山口)歴代の住職を中心に、師から弟子へ直伝された頂相(禪僧の肖像画)および同形式の肖像彫刻が展示公開されます。

○会期 1月25日～2月23日(月曜日休館)

○展示点数 重要文化財・重要美術品、県、市指定を含む絵画、彫刻、約40点

# お知らせ



## 教育モニター募集

政府の文教施策について、国民が個人の資格で直接自分の意志を表明できる制度の一つに、「教育モニター」があります。

文部省は、本年度も次の要領で募集していますので、ふるってご応募ください。

○仕事の内容  
文教施策についての意見、要望等を年3回程度、文部省から求められます。そのほかに、県教育委員会関係のことについて、ご協力

いただくこともあります。

○観覧料 平常入館料

◇ 科学写真展

科学写真は自然現象の研究、調査をはじめ、学校での授業などで広く利用されている情報手段の一つです。

そこで、この分野の発表と一般への普及をめざすため、科学的な内容をもつ写真を広く県民より公募して、すぐれた作品を展示公開します。

○会期 2月8日～2月23日(月曜日休館)

○観覧料 平常入館料

○作品の受付 2月1日から2月3日まで。

詳しいことは、山口博物館科学写真係までおたずねください。



○応募資格

満20才以上の日本国民。(ただし、かつてこのモニターをされた方は応募できません。)

○申込期間

昭和50年2月1日～2月20日、

○申込方法

所定の申込書が次のところにあります。直接来庁されるか、20円切手をはった返信用封筒(あて名

## 山口県屋外広告物講習会

県条例の改正により、県内で屋外広告物を営まれる方は、昭和50年4月1日より届出が必要になりました。またそれぞれの営業所には、県が行う講習会の課程を修了した者またはこれと同等程度の資格を有する人を置かなければなら

なくりました。

このため、県では屋外広告物講習会をつぎのとおり行います。

○周防部

日時 2月15日 9時～12時

17日 9時～12時

場所 徳山市毛利町二三八

山口県徳山総合庁舎

○長門部

日時 2月22日 9時～12時

24日 9時～12時

場所 山口市滝町一

山口県職員会館

○受講の手續き 講習を受けようとする人は県都市計画課か土木事務所にある申込書により、2月10日までに土木事務所を経由して知事に提出してください。くわしくはもよりの土木事務所へ

明記)を同封して、請求してください。

山口市大字後河原字松柄千753

県教育庁総務課調査広報係

○教育モニター依頼期間

2年間

○謝礼

文部省の定めにより、各回ごとに支払われます。

## 検察に映せ

### 世の声・民の声

◎気軽に相談を!!

検察審査会は、検察官のしごとのやり方に、国民の声を反映させ、明るく正しくするの役に立っています。



検察官の不起訴処分に不満のある方は、気軽に

山口市駅通り一六の一

山口検察審査会事務局にご相談下さい。

談下さい。

相談や申立てについての費用は一切無料です

・秘密はかたく守られます

## ◎捜査のやり直しも

検察審査会では、事件の記録を調べたり、必要に応じて証人を呼んだり、実地見分をしたりして、検察官の不起訴処分の良し悪しを慎重に審査します。場

合には、検察庁では、この議決を参考にして捜査をやり直し、起訴するのが相当だと結論に達したときは、起訴の手續がとられます。

## ◎犯罪の被害にあって

交通事故、詐欺、おどしなど、犯罪の被害にあって警察や検察庁に訴えたのに、検察官がその事件を起訴してくれない。あるいは、選挙違反や汚職など社会の耳目をひいた重大な事件を検察官が起訴しなかつたのはどうも納得できない。

— こんな不満をもっている方はいませんか? そういう方のために検察審査会があります。



## ◎検査審査会とは

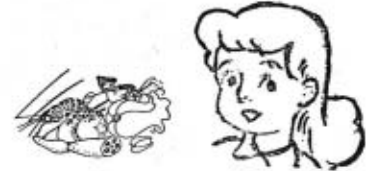
選挙人名簿をもとに広く国民の中からくじで選ばれた11人の検査審査員が、いわば民間人を代表して検察官のしごとのやり方を審査するという制度です。検査審査会は、全国207か所にあります。検査審査員は6か月ごとに交替しますので、あなたもいつか審査員に選ばれるかもしれません。

## ◎審査の申立てを

犯罪の被害にあった人や犯罪を告訴、告発した人で、検察官がその事件を起訴しないこと(不起訴処分)に不服のある方は、だれでも、検査審査会に審査の申立てをすることができます。



# あかあさんのページ



## 品質表示 七

### 電気機械器具の品質表示

今や電気によらない機器はないといつてよいほど、あらゆる家庭用電気機器が店頭を賑わし、家庭に普及しています。これらの商品の選択の際には、買う人の使用条件に合っているかどうかをもっとも重要なことです。

それには、同じ用途の商品でも機種ごとに機能が違ってきますから方式、容量などを確かめる必要があります。

この法律では、そのような機械的能力を中心に、それぞれの商品の品質の違いがわかるよう表示事項をきめています。

なお電気機械器具についてはこの法律のほか、安全を守るため電気用品取締法によって定められた表示をすることが義務づけられています。その表示では、国で定めた基準に適合した安全なものであることを示す

△マーク（または△マーク）のほか、定格電圧、定格周波数、定格消費電力などの安全性を確保するものに必要な事項を示すことになっています。

それらの事項の中には消費電力洗濯容量など商品の選択に必要な事項も含まれていますから、消費者が見やすいように家庭用品品質表示法による表示と電気用品取締法による表示をまとめて同一ラベルに書いてよいことになっています。

この法律の対象になっている品目と表示事項について順次説明しますが、表示事項をよく見て目的に合った商品を選ぶことはもちろんのこと、使用上の注意をよく読んで正しく、危険のないように使いたいものです（◇は義務づけられている表示事項です。）

#### ①電気洗濯機

◇品名および形名 業者の使っている呼び名を表示します

◇洗濯の方式 どのような仕組みで洗濯するのか、洗濯機構の方式を示すもので、噴流式、かくはん式、うず巻式、ドラム式、振動式、噴射式のように方式名を表示します。

◇外形寸法 置場所の検討に役立つように洗濯機本体の幅、奥行、高さを表示します。

◇使用上の注意 定められた事柄

### 電気せんたく機の例

品名および形名	〇〇電気洗濯機 XYZ 650
せんたくの方式	噴流・うず巻式
外形寸法	幅 610mm 奥行 530mm 高さ 780mm
使用上の注意	イ 湿気の少ない場所で、かつアースを取り付けて、使用すること。 ロ 電源は必ずコンセントを使用すること。
表示者	〇〇電機株式会社

をなるべくわかりやすく記入します。  
○ラベルは、金属板や合成樹脂板などで作り、電気洗濯機の側面またはふたの裏面に容易にはがれないようにはりつけることになっています。

#### ③電気スチームアイロン

◇品名および形名 ①に同じ

◇蒸気発生方式 水を熱して蒸気に変える方式の違いを示し、タンクの水を沸とうさせて蒸気にするものを「タンク式」発熱部に水のしずくを落して瞬間的に蒸気発生するものを「滴下式」と表示します。

◇使用上の注意 ①に同じ  
○ラベルは、シールまたは下げ札でアイロンのコードにつけます

④電気毛布 電気敷布・電気座ぶとん・電気ひざかけ（毛布生地のもの）

◇品名および形名 ①に同じ

◇繊維の組成 普通の毛布、敷布に対する表示と同様に、繊維名とその混用率を表示します。

◇温度調節の方式 使用者が温度を調節できるようにしているかどうかを示すもので、調節でき

### 第3期「生活科学」講座「へどうぞ」

開催場所 山口県消費生活センター 研修室

申し込み：受講日の一週間前までに電話やはがきで受講テーマ、住所氏名、電話番号等を消費生活センターにご連絡ください。定員は50名ですからお早め

月日 テーマ  
○2月5日 物価高をのり切る家

### ちよっとひとこと



計管理

○2月12日 衣料の選び方と管理  
○2月26日 パンの知識  
○3月12日 食品添加物とは  
※時間はいずれも13時30分から15時30分まで。

（以下次号へ）